

東脊振中学校 いじめ防止対策基本方針 概要版

1 いじめの定義

法第2条において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 基本理念

すべての生徒たちはかけがえない存在であり、地域の宝でもある。生徒たちが楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校にするために「吉野ヶ里町立東脊振中学校のいじめ防止対策基本方針」を定める。

3 いじめ防止に向けた方針

- (1) いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうるという基本的な考えに立ち、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域住民、関係機関・団体等と連携し、情報を共有しながら取り組んでいく。
- (2) あらゆる教育活動を通して、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。

4 組織体制

- (1) いじめ防止等の対策のため校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」の構成メンバーは、校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事、教育相談担当とする。状況によっては関係職員を委員に加える場合もある。なお、いじめの状況や内容等によっては、拡大委員会を設置してその対応にあたる。「拡大委員会」の構成メンバーは、学校評議員、スクールカウンセラー、PTA代表等とし、必要に応じて関係機関や警察等とも連携を取り合う。

5 いじめの未然防止

- (1) 教育活動全体を通して、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。
- (2) 規律正しい態度で授業や行事等に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (3) 道徳教育や人権・同和教育の年間指導計画等に年間を通じたいじめ対応にかかる取組計画を具体的に盛り込む。
- (4) 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を築く。

6 早期発見（早期発見・早期相談が早期解決につながる。）

- (1) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装うなど大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われたりするということを認識する。
- (2) 些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって、早期の段階からの的確な把握に努め、いじめを軽視したりすることなく、積極的に認知することに努める。
- (3) 日常的に生徒とふれあう時間を確保し、信頼関係の構築に努める。生徒が示す変化や

- 発する信号を見逃すことなく、アンテナを高く保つ。
- (4) いじめの早期発見のために、アンケート調査や教育相談を定期的に実施し、細かい情報収集に努めるなど、いじめを訴えやすい体制を整える。

7 いじめに対する措置

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を核として速やかに組織的な対応を行い、適切な初期対応に努め、早期解決・再発防止を図る。
- (2) 被害生徒の保護・支援にあたり、加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行う。

8 教育相談体制

- (1) 生徒・保護者との信頼関係を構築し、相談しやすい環境を整える。
- (2) 生徒とコミュニケーションをとる場面を多く設けることにより、生徒がいつでも相談できる機会をつくる。
- (3) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどとの連携を図りながら、適切かつ継続的な対応に努める。
- (4) 年間計画に基づく取組を進め、生徒の変化を見逃さないように努める。

9 重大事案への対処

重大事案とは、いじめにより、生徒の生命、心身、財産等に重大な被害を生じた場合を意味し、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- (1) いじめられた生徒を守ることを最優先とし継続的なケアを行っていく。いじめた生徒に対しては、教育的配慮のもと適切な指導・支援にあたる。
- (2) 調査によって明らかになった事実関係については、いじめを受けた生徒及び保護者へ適切な情報提供を行う。情報提供にあたっては、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、個人情報にも十分配慮し、適切に提供を行う。

10 ネットいじめへの対応

インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、ネットパトロール等から情報を収集し、早期発見・早期対応に努めていく。また、情報モラル教育や道徳教育の推進を図り、意識の向上と保護者の啓発に努める。

- (1) 情報モラル教育の指導の充実に努め、インターネット社会の問題点やルール・モラルについて、生徒の理解を深める。
- (2) ネットいじめを発見した場合、情報の削除や発信者への対応など適切かつ迅速に対応する。必要に応じて警察署等の外部機関と連携して対応を行う。

11 相談窓口

- | | |
|---|-------------------------|
| <input type="checkbox"/> 心のテレホン | 0 9 5 2 - 3 0 - 4 9 8 9 |
| | 0 9 5 2 - 5 2 - 4 9 8 9 |
| <input type="checkbox"/> 県教育センター | 0 9 5 2 - 6 2 - 5 2 1 1 |
| <input type="checkbox"/> ほっとネットライン | 0 1 2 0 - 7 9 7 - 1 0 0 |
| <input type="checkbox"/> 佐賀県警察本部ヤングテレホン相談 | 0 1 2 0 - 2 9 7 - 8 6 7 |
| <input type="checkbox"/> 佐賀県警察本部 | 0 9 5 2 - 2 6 - 9 1 1 0 |